

「学校安全計画書」

ドバイ日本人学校

安全計画の構成

1 想定される非常事態

- (1) 校地内への不審者侵入防止策
- (2) 校舎内に不審者が侵入した場合の対応
- (3) 登下校時にスクールバスが事故等に遭遇した場合。
 - ①バスが事故を起こした場合
 - ②バスが故障した場合
 - ③バスジャックに遭った場合
- (4) 校外学習時における対処
 - ①バスが事故を起こした場合
 - ②バスが故障した場合
- (5) 戦争、暴動、テロ等が発生し、国外退去が必要となる場合の対応
- (6) 学校に対する危機的状況が発生した場合の対応
- (7) SARS、新型インフルエンザ等感染症の発生における対処
- (8) 施設火災
- (9) 避難訓練の計画と実施要領

2 資料

- (1) その他の安全対策
- (2) 緊急時における避難場所への退避
- (3) 学校危機管理委員会の構成
- (4) 主要緊急連絡先一覧
- (5) 警備体制図

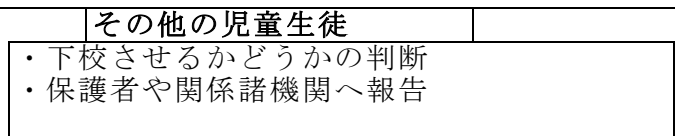
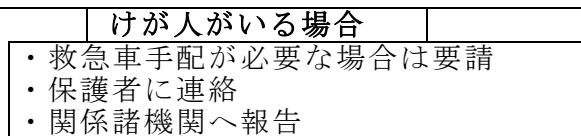
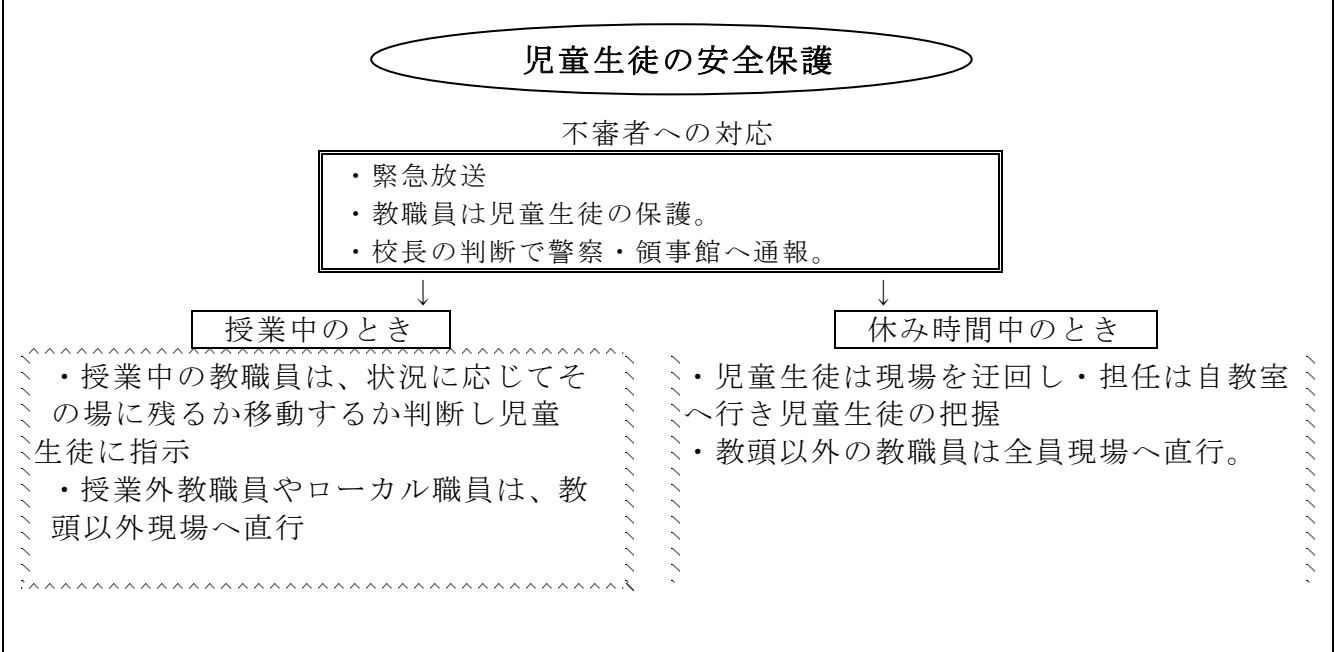
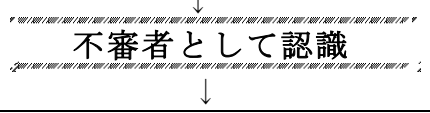
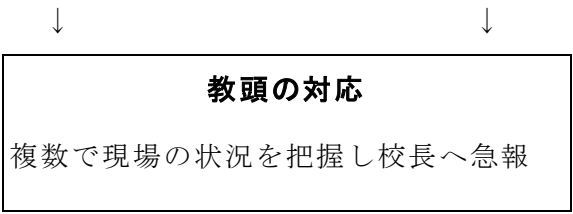
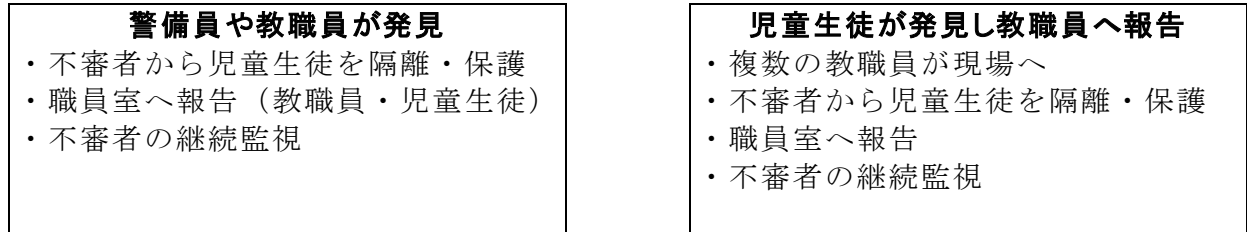
1 想定される非常事態の具体的な取り組み

(1) 校舎内への不審者侵入防止策

- 警備員の常時3名配置（3交替で24時間セキュリティ体制）
- 正門の警備（警備員） 入校許可証の点検、名簿への記入
- 監視カメラ（7台）による校地境界の監視
- 警備員による校内巡視
- 侵入防止の為のグラウンド内への高さ2.5mフェンスの設置と塀へのフェンス設置によかさ上げ

(2) 校舎内に侵入した不審者への対応

初期段階・・・校舎内に不審な人物が侵入したと思われるとき



(3) 登下校時にスクールバスが事故等に遭遇した場合

① バスが事故を起こした場合

ア 運転手（添乗員）からの通報

イ 警察からの通報

ウ 児童生徒からの通報

エ その他善意者からの通報

・ 事故の状況 ・ 児童生徒の様子 ・ 場所

学校での対処

教頭・受信者・・・校長へ
校長・・・判断→指示

学校待機

校長（判断・指示）

外部への一報

- ・ P T Aバス委員
→バス担当副理事長（→理事長）
→該当のバス係（→連絡網）
→P会長
 - ・ 担任→保護者へ連絡網
- （状況に応じて）
- ・ 総領事館

救援および現場での対処

- ・ 運転手や添乗員からの情報収集
 - ・ 怪我人の有無・場所・車の破損状況・相手車の状況他
 - ・ 運転手や添乗員への指示
 - ・ 状況に寄って
 - ・ 相手車との交渉
 - ・ 運行の再開
 - ・ 救援車の要請と待機
 - ・ 999（警察・救急）通報
 - ・ 全児童生徒の身体の異常の有無確認
 - ・ 怪我人の応急処置
 - ・ 救急車の要請と待機
 - ・ 病院へ直行
- ※児童生徒から情報収集し指示することもある。
- ・ 状況により教職員（教頭、養護教諭、現地職員、バス会社社員他）が現場へ直行し（公用車、私用車、複数ルート）対応

上記後の緊急対応

- ア 運行が再開できる→学校や家庭へ送る
- イ 運行が再開できない→救援車（他通学バス、公用車、タクシー、職員車、保護者車）で学校か家庭へ送る
- ウ 怪我人は応急手当後、救急車や救援車で病院へ移送する。できるだけ教職員が同乗する。病院では保護者に引き渡すまで付き添う
- エ 警察への対応は事務官

その後の対応

- ・ 児童生徒へ状況説明をする
- ・ 措置等についてはバス担当副理事長（→理事長）、P T Aバス委員（→P会長）、全保護者へ連絡する

② バスが故障した場合

////////////////////////////////////
 ドライバー（添乗員）からの連絡

- ・ 児童生徒の様子
 - ・ 故障の状況の報告
- ////////////////////////////////////

学校での対処

教頭・受信者・・・校長へ
 校長・・・判断→指示

学校待機

校長（判断・指示）
 教員

救援および現場での対処

- ・ 運転手（添乗員）からの情報収集
 - ・ 故障の状況
- ・ 運転手（添乗員）への指示
 - ・ 状況に寄って
 - ・ 運行の再開
 - ・ 救援車の要請と待機
- ・ 状況により教職員（教頭、現地職員、バス会社代表他）が現場へ直行し（公用車、私用車、複数ルート）対応

バス委員会へ	保護者へ	他通学バスへ	修理工場へ
・ P T Aバス委員→ バス担当副理事長	状況により保護者 の救援依頼をする。 (緊急連絡網)	状況により救援手 配をする。	状況によりレッカーや 修理の手配
児童生徒の移送（状況により判断）			

登校時	下校時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援車に分乗し学校へ移送する ・ 他の通学バスで学校へ移送する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援車に分乗し各家庭へ移送する ・ 通学バスで各家庭へ移送する ・ 保護者の救援で各家庭へ移送する
他の児童生徒に状況説明を行う。	緊急連絡網を利用し、児童生徒の 下校を確認する。

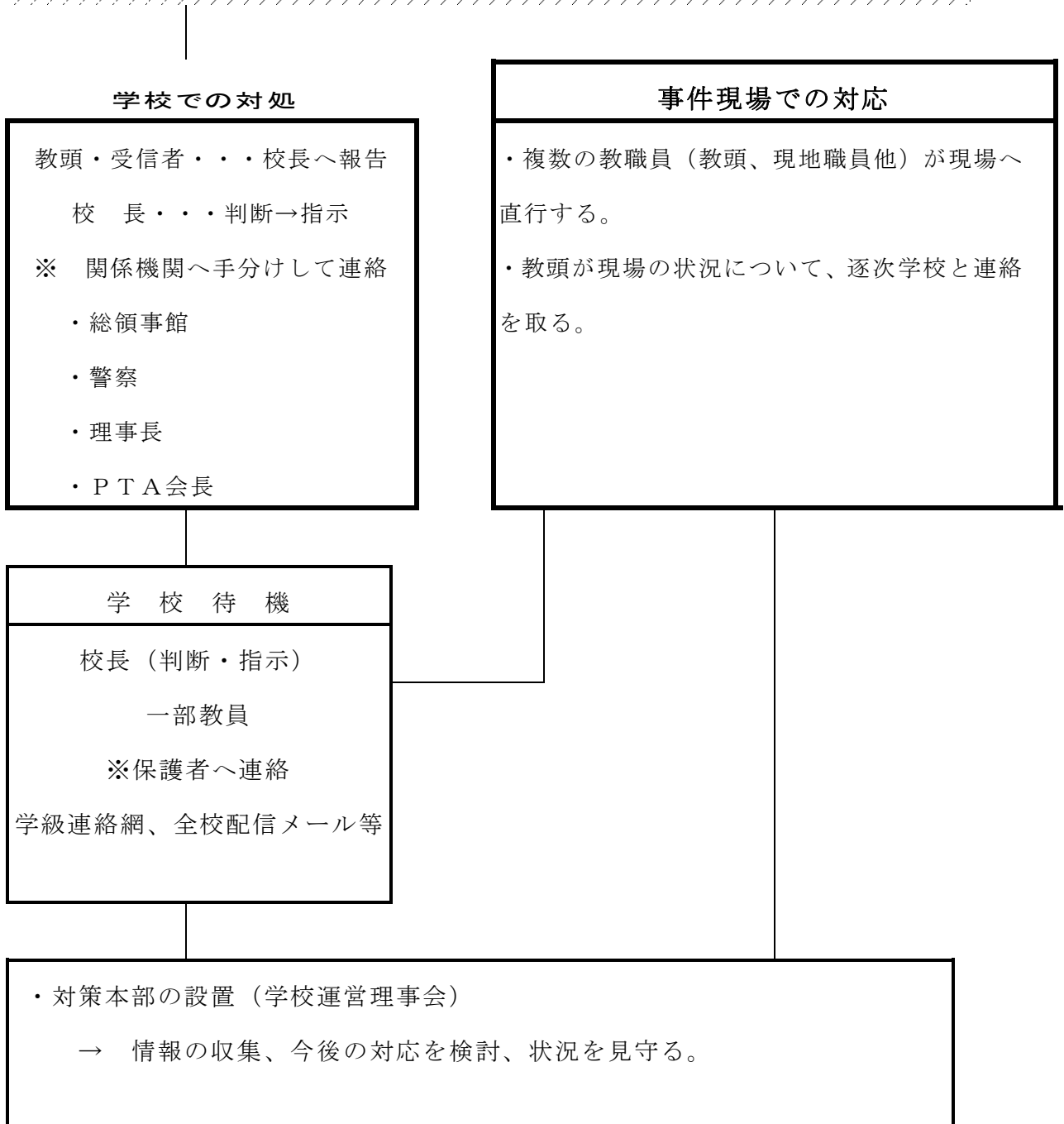
その後の対応

- ・ 児童生徒へ状況説明する。
- ・ 措置等について、バス担当副理事長（→理事長）、P T Aバス委員（→P会長）、全保護者へ連絡する。

③ バスジャックに遭った場合

バスジャッカーがバスへ侵入

- ① ドライバー（添乗員）は、状況に応じ何らかの手段で学校へ「コワイ」という言葉で伝える。またはヘルプカードを使い警察、バス外の第3者に連絡する。
- ② 犯人の指示に無抵抗で従う。
- ③ 児童生徒に犯人の指示を伝え、落ち着くように指示を与える。
- ④ 要求は何かを問い、それに応じた対処をとるようにする。



(4) 校外学習における対処・・・(3)に準ずる。

(5) 戦争、暴動、テロ等が発生し、国外退去が必要となる場合の対応

① 想定される状況

緊急事態発生により国外への退去が必要となる段階と想定される時。

「緊急事態」とは、在留邦人の生命、身体、財産に対する脅威を及ぼすおそれがあると認められる事案を想定している。

(例 戦争、内乱、クーデター、暴動、テロ、大規模事故、自然災害等)

*在ドバイ日本国総領事館「緊急事態発生時の手引」より

② 平素の心構え・準備

ア 所在の明確化と連絡体制

不測の緊急事態に備えて、緊急連絡方法について決めておく。⇒緊急連絡網

長期休業中の動静の把握 ⇒ 職員動静表及び児童生徒動静表で確認し、不在の場合は次の人に連絡。国外滞在者については校長、教頭、担任が連絡をとる。

イ 心構え

緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合には、総領事館からFAX、緊急電話連絡等を通じ日本人学校、各法人、各個人に連絡がある。避難は、この連絡を元に各家庭、各個人の冷静な状況判断にもとづき行う。

③ 緊急時の行動について

ア 情報伝達

- ・総領事館から日本人学校に連絡が入る。
- ・校長等はその情報を教職員及び各家庭に連絡する。⇒緊急連絡網や全校配信メール
- ・電話連絡が不可能な場合は、ラジオジャパンを通して総領事館から連絡が入るので、各自それに従って行動する。

イ 避難

①緊急事態が発生した場合は外出を控え、自宅に待機し、混乱に巻き込まれないように常に周囲の状況に注意を払い、情報を集め、危険な場所には近づかない。

ショッピングセンター等外出時に事件に遭遇した場合は、すみやかにその場所から避難する。

警察、警備員等の誘導がある場合はそれに従う。

②緊急事態の状況に応じて、場合により総領事館から緊急時避難先への退避の連絡がある。緊急時避難先となる可能性のある場所は以下の通り。

- ・総領事公邸 TEL：04-349-2636
- ・日本人学校 TEL：04-344-9119
- ・その他総領事館の指定する場所

ウ 国外への退避

①事態が悪化し、各自又は校長の判断あるいは、学校運営理事会、総領事館、文部科学省の助言により、帰国または第3国に避難する場合には、その旨を各自又は校長が総領事館に一報する。最終的な安否確認は総領事館が行う。

②総領事館に事前連絡が困難な場合には、避難先に到着後最寄りの在外公館又は日本国外務省(代表電話：03-3580-3311海外邦人安全課、夜間・休日の緊急対応：03-5501-8160)に連絡をする。

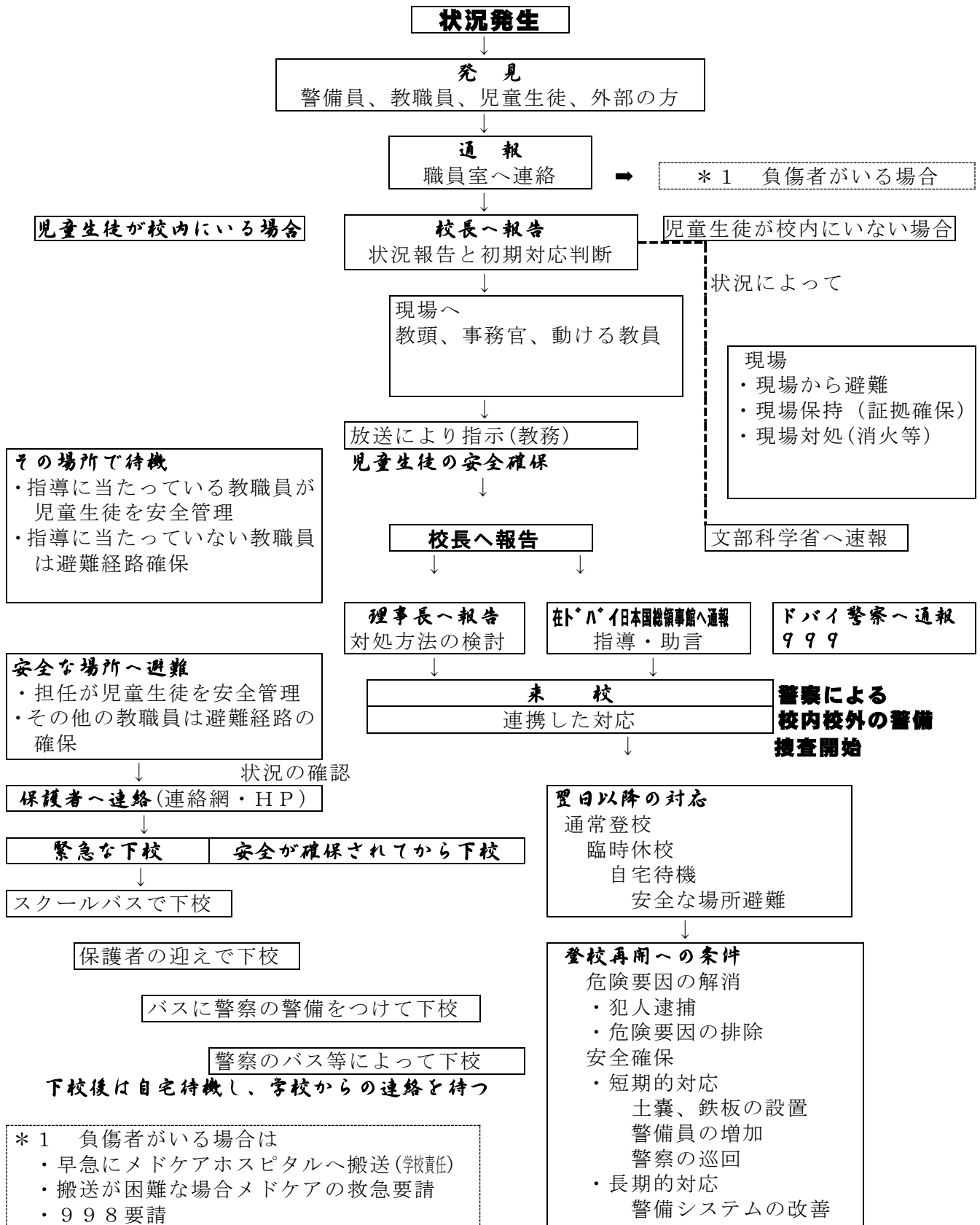
③外務省が「退避勧告」を出した場合、各自又は校長等の判断により、一般商業便が運行している間はそれを使って可能な限り早急に国外へ退避する。

④事態が切迫し、総領事館から退避または退避のための集結勧告が出された場合、各自の判断ですみやかに行動する。

④陸路で国外に退避する場合は、ハッタ経由でオマーンに抜けるルートが考えられる。アルアイン、フジャイラ方面もあるのであらかじめルートを頭に入れておく。

(6) 学校に対する危機的状況が発生した場合の対応

* 学校に対する放火、投石、爆破予告、銃撃など学校の存在に危機を及ぼす事象への対応



児童生徒の安全を最優先
事後のメンタルケアなどに注意 PTSDなど
安全が確保されたことの確認

(7) SARS、新型インフルエンザ等感染症の発生における対処

① 学校において新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒、教職員が発生した場合の対処

UAE国内外、地域での発生・流行状況により、新たな感染症への警戒が必要になり、学校管理下で新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒、教職員が発生した場合は、直ちに在UAE大使館医務官、在ドバイ総領事館、学校運営理事会、文部科学省国際教育課、KHDA、ドバイ学校保健局へ連絡する。

また、学校内にインフルエンザ対策室を設置し、関係諸機関と相談しながら、以下の発生時の状況別初動対応を参照し、できるだけ感染を拡大させないように努める。インフルエンザ対策室は校長、教頭、教務、健やかな心身支援部長、養護スタッフ、事務官で構成される。

② 学校管理下で感染の疑いがある児童・生徒が発生した場合

感染拡大防止策の周知徹底を図る

- ・朝の検温を実施し、熱等インフルエンザ様症状（風邪等を含む）のある場合は無理に登校させないで、家庭で十分休養させる。
- ・バスの乗車の際は全ての児童生徒及びドライバー、添乗員にマスクを着用させる。
- ・うがい手洗いの励行や咳エチケットの指導を徹底し、予防に努める。
- ・室内の換気と湿度に注意し、感染を避ける。（空気清浄機の既設置）
- ・家庭内や身近に罹患者がある場合、互いの予防のためにマスクを着用する。
- ・毎日2回サージカルスピリットにより手の触れやすい箇所の消毒を行う。
- ・悪寒、頭痛、腹痛、下痢等体調不良の児童生徒についても保護者の判断で登校を控えさせたり、スクールバスの乗車を控え、家庭で送り迎えをしていただく等の配慮を依頼する。

インフルエンザ様症状のあった児童・生徒の一時的隔離

▼学校内で訴えを起こした場合

他の児童・生徒への感染をできるだけ防止するために、他の児童・生徒などと接触させないように、発熱等インフルエンザ様症状のある児童・生徒をその時点で使用していない応接室へ連れていき休ませる。発熱が確認された場合は、保護者に連絡し、帰宅させるとともに、接触者の健康調査、消毒等を行い、保護者等への適切な情報提供に努めるなど、随時対応について検討していく。

▼37.8℃以上の発熱があった場合

- ・発熱後すみやかに医師の診断を受ける。タミフル処方または陽性判定の場合は、1週間程度出席を控えさせ、家庭で十分休養させる。
- ・発熱した児童生徒の兄弟姉妹についても同じ期間、出席を控えさせる。

③ 集団発生時

(7) ②のような状況が発生後、同じ症状や病名で欠席している児童・生徒が認められた場合、学校は直ちに在UAE大使館医務官、在ドバイ総領事館、学校運営理事会、文部科学省国際教育課、KHDA、ドバイ学校保健局に報告する。

学校での全体的な状況が判明次第、臨時休業、学校閉鎖について学校運営理事会と協議する。

学級閉鎖の基準は37.8℃以上の発熱の生徒が学級在籍数の10%を超えた場合とする。

決定後も引き続き在UAE大使館医務官、在ドバイ総領事館、学校運営理事会、文部科学省国際教育課、KHDA、ドバイ学校保健局と連携しつつ、保護者等への適切な情報提供に努める。

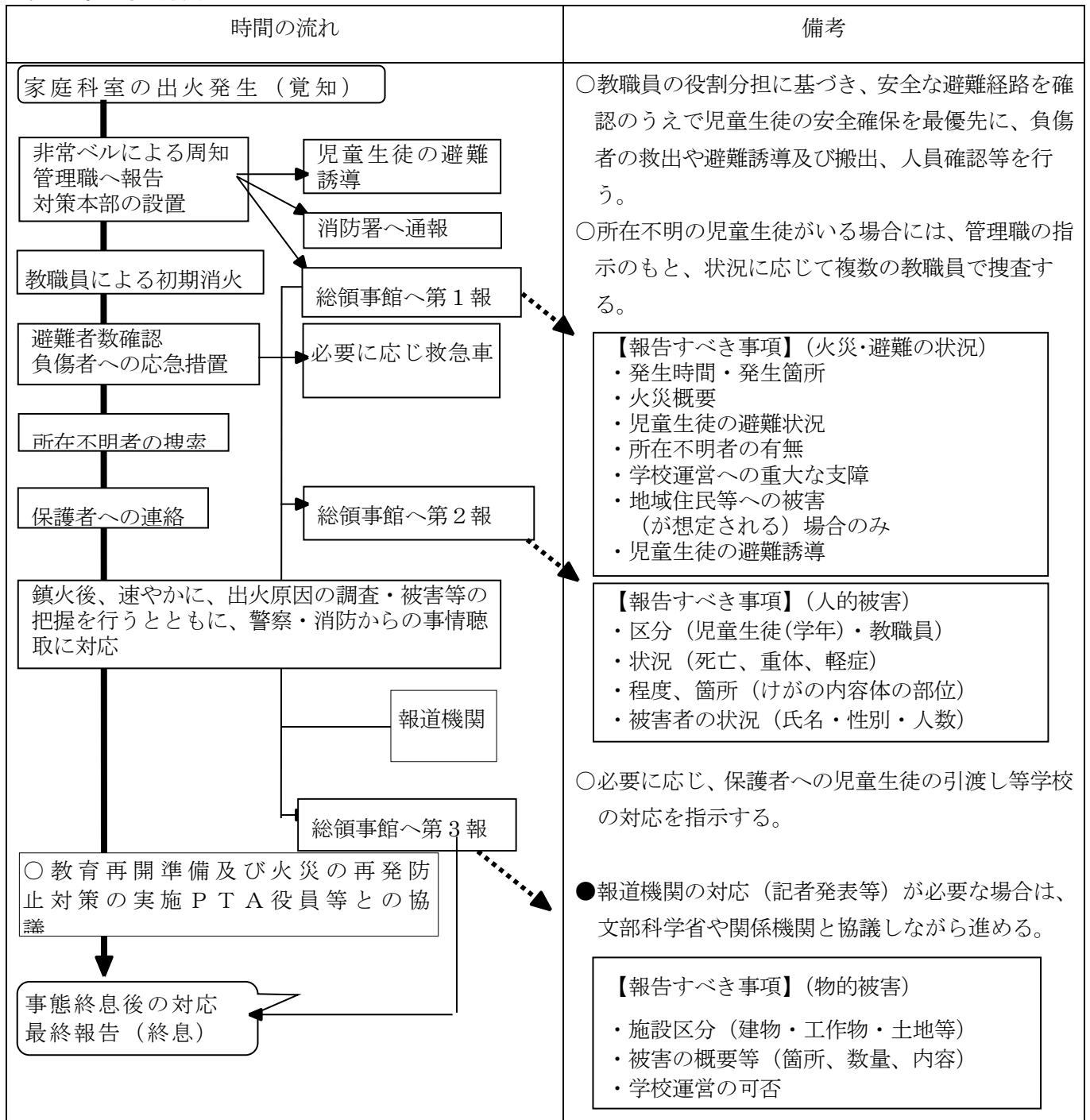
感染症の場合、感染症の種類、発生状況や地域への拡大状況により、きめ細かい対応が必要なため、学校再開については、流行状況などを鑑み、関係機関と相談して行う。

(8) 施設火災

事例

家庭科室でお湯を沸かしていたところ、ガスコンロの火が近くの可燃物に引火し、学校運営に著しい支障をきたす火災となる見込みである。

<発生時の対応方法>



【鎮火後】

- 管理職は、必要に応じて総領事館に安全担当領事の派遣を要請するとともに、今後の対応について協議する。
- 警察、消防署と連携しながら火災に至った原因、状況を可能な限り収集する。
- 火災の全容等収集した情報を整理する。管理職は、警察や消防署からの事情聴取に対応する。マスク対応（情報提供）
- 学校は P T A 役員等と今後の対応について話し合う。
 - ・保護者への連絡（現状説明、今後の対応等）
 - ・関係機関等の連携（文部科学省への状況説明と今後の対応に関する相談等）
- P T A 役員等と連携を図り、必要に応じて緊急保護者会の開催等により保護者への説明を行う。
- 役割分担に基づき授業再開準備、再発防止のための指導を行う。
- 事故報告書を作成し、文部科学省へ報告する

(9) 避難訓練の計画・実施

① 1学期実施内容

日時	4月
想定	スクールバスの事故
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、教職員のスクールバスでの緊急事態に対する関心を高め自己の生命・安全についての自衛意識を向上させる。 ・ スクールバス(登下校)での非常時における基本行動を理解させ、迅速な救援連絡方法を身につけさせる。
事前指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールバス(登下校時)の交通事故の想定を伝える。 ・ ドライバーが事故のため動けなくなった場合の対応方法の説明をする。 ・ バスに乗っている最高学年の児童生徒が添乗員(ドライバー)のモバイルで学校に連絡する。(モバイルでの連絡方法の指導) ・ モバイルが操作できない場合(特に低学年の場合)は、バスの中にあるヘルプカードをバスの窓から出し、助けに来てくれた人に渡す。 ・ 他の児童生徒は、外には出ない。
事後指導	訓練の反省・評価をするとともに、学級でも振り返る。

② 2学期実施内容

日時	10月
想定	地震・火災
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、教職員の災害に対する関心を高め、自己の生命、安全についての自衛意識を向上させる。 ・ 非常時における基本行動を理解させ、迅速な避難行動を身につけさせる。
事前指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の確認、避難方法の説明 ・ 避難の際の注意事項 ※1学期に準ずる
事後指導	訓練の反省・評価をするとともに、学級でも振り返る。

③ 3学期実施内容

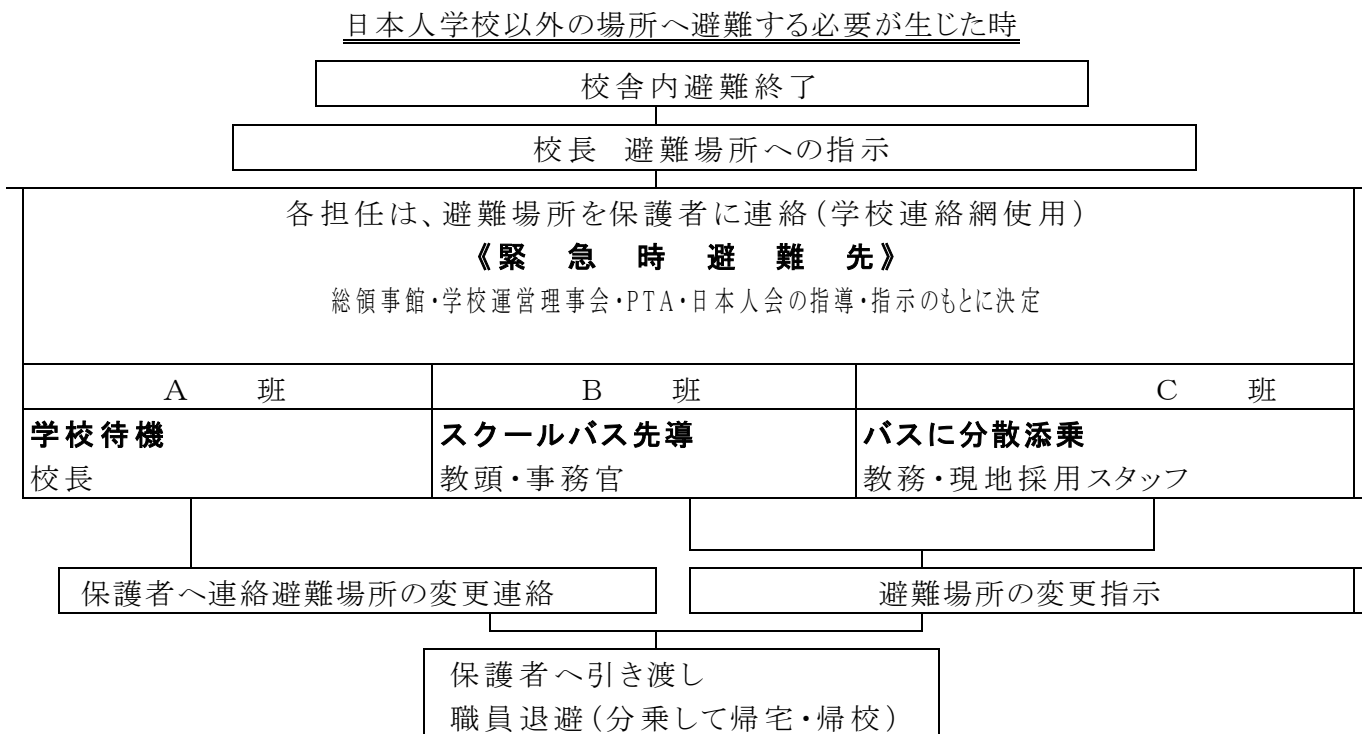
日時	2月
想定	不審者侵入
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒、教職員の不審者の侵入に対する関心を高め、自己の生命・安全についての自衛意識を向上させる。 ・ 非常時における基本行動を理解させ、迅速な避難行動を身につけさせる。
事前指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警笛用ホイッスルの使用方法を確認する。 ・ 児童生徒は指示があるまでは教室で待機する。 ・ 避難経路図の確認 ・ 避難の際の注意事項 お…おさない か…かけない し…しゃべらない も…もどらない ち…ちかづかない ・ 下級生優先の避難の徹底
事後指導	訓練の反省・評価をするとともに、学級でも振り返る。

2 資料

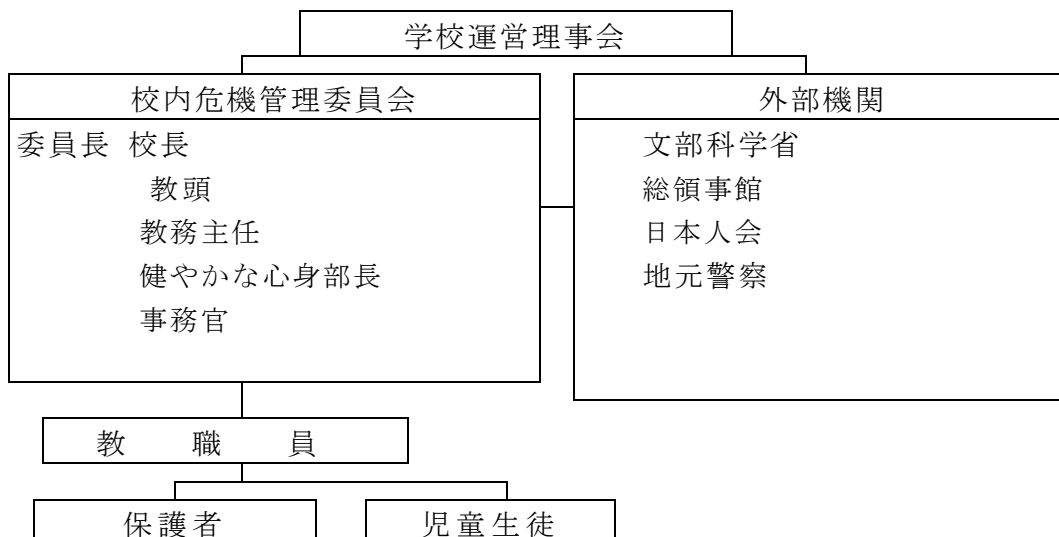
(1) その他の安全対策

- ① 学級緊急連絡網と長期休業等児童生徒動静の把握(ドバイ内・日本国内連絡先)
- ② 安全点検(校舎内・校舎周辺・防犯機器)
ゲート、インターホン、警笛用ホイッスル、メガホン、監視カメラ
月1回の安全点検日 (1日)
- ③ 情報収集(領事館・日本人会・現地職員)

(2) 緊急時における避難場所への退避



(3) 学校危機管理運営委員会の構成



(4) 主要緊急連絡先一覧

在ドバイ日本国総領事館	TEL : 3 3 1 9 1 9 1 FAX : 3 3 1 9 2 9 2
在UAE日本国大使館	TEL : 0 2 - 4 4 3 5 6 9 6 FAX : 0 2 - 4 4 3 4 2 1 9
警察・救急	9 9 9 9 9 8
消防	9 9 7
文部科学省国際教育課	(代表) TEL : 0 0 8 1 - 3 - 5 2 5 3 - 4 1 1 1 (代表) FAX : 0 0 8 1 - 3 - 6 7 3 4 - 3 7 3 8 (緊急時専用) : 0 0 8 1 - 3 - 6 7 3 4 - 3 4 7 7 (緊急時直通) : 0 0 8 1 - 3 - 6 7 3 4 - 2 4 4 1 (夜間直通) : 0 0 8 1 - 3 - 6 7 3 4 - 2 4 4 0
アブダビ大使館	TEL : 9 7 1 - 2 - 4 4 3 5 6 9 6
さくらクリニック	TEL : 4 4 5 2 8 7 5
アメリカンホスピタル	TEL : 3 3 6 7 7 7 7
メドケアホスピタル	TEL : 4 0 7 9 1 0 0
アブダビ日本人学校	TEL : 0 2 - 4 4 4 6 1 0 4 TEL : 0 4 - 3 4 4 9 1 1 9

警備体制図

鉄条網



監視カメラ

塀

警備小屋

門

塀

門

